第六条第五項第一号中「第一項第一号」の下に「及び第三号」を、「合計額」の下に「（当該個人向け国債の第二期利子支払期から第三期利子支払期前までの間に当該個人向け国債を買い取る場合には、その額から、当該個人向け国債に係る受入経過利子に相当する金額を減じて得た額）」を加える。

第七条第四項第一号中「前条第一項第一号」の下に「及び第三号」を、「合計額」の下に「から当該個人向け国債に係る受入経過利子に相当する金額を減じて得た額」を加え、同項第二号中「合計額」の下に「から当該個人向け国債に係る受入経過利子に相当する金額を減じて得た額」を加え、同項第三号中「金額」の下に「から当該個人向け国債に係る受入経過利子に相当する金額を減じて得た額」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

○財務省令第三十六号

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）の施行に伴い、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

財務大臣　菅　**直人**

支出官事務規程の一部を改正する省令

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号の前に次の一号を加える。

八　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）に基づく保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金

別紙四号書式の備考に次の一項を加える。

5　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）に基づく保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の送金に係る通知をする場合にあっては、「○○年金送金通知書」とあるのは「○○加算金送金通知書」と、「あなたの年金は」とあるのは「あなたの加算金は」と、「年金の種類」とあるのは「加算金の種類」とする。

附　則

1　この省令は公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第六十八号

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の六の規定に基づき、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「前号に該当しないもの」の下に「（三月以上臨床研修を行うものに限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四　連携型臨床研修施設　他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（第一号に該当するものを除く。）であって、前二号に該当しないもの

第五条の見出し及び同条第一項中「管理型臨床研修施設及び協力型臨床研修施設」を「管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設」に改め、同条第二項中「協力型臨床研修施設」の下に「及び連携型臨床研修施設」を加える。

第六条第二項中「協力型臨床研修施設」の下に「又は連携型臨床研修施設」を加え、同条第三項中「協力型臨床研修施設」の下に「又は連携型臨床研修施設」を加える。

第七条第二項第四号中「管理型臨床研修施設及び協力型臨床研修施設」を「管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成二十三年度に開始する臨床研修に係るこの省令による改正後の歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（次項において「新省令」という。）第四条第一項（第五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「六月三十日」とあるのは「八月三十一日」とする。

3　平成二十三年度に開始する研修プログラムに係る新省令第九条第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「四月三十日」とあるのは、「八月三十一日」とする。

告　示

○国家公安委員会告示第十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年四月十四日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月三十日

国家公安委員会委員長　中井　洽

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N10—10	ＹＳ—11ハイブリッド ＹＳ11Ｅ—03	有限会社バイク技術研究所 東京都八王子市大塚289—35
交　N10—11	電動アシスト自転車　epovelo M—10000	大洋技研工業株式会社 愛知県半田市州の崎町２—108
交　N10—12	ラブＳＮＡ24 ＦＺ89Ｂ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　N10—13	ラブＳＮＡ26 ＦＺ89Ａ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　N10—14	ＮＤＲ632 ＥＮＤＲ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13

○国家公安委員会告示第十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年四月十四日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月三十日

国家公安委員会委員長　中井　洽